

第5節 道路

1 一般事項

道路は、開発区域内の交通を支障なく処理するとともに、開発に起因して発生する交通によって開発区域外の道路の機能が損なわれないように計画する必要があります。また、周辺の道路と整合し、機能が有効に発揮されるよう計画しなければなりません。

なお、開発区域内では、発生交通量、居住者の動線等を考慮し、開発区域の規模に応じて、次に掲げる道路のうち必要なものを適切に配置しなければなりません。

(1) 主要幹線道路

都市間交通や通過交通等の比較的長いトリップの交通を大量に処理するため、高い交通量を有する高水準の規格を備えた道路

(2) 幹線道路

開発区域の骨格となるもので、近隣住区を形成する街路及び住区内の主要道路をいう。接続道路又は取付道路からの交通を地区幹線道路へ導き、地区幹線道路からの交通を接続道路又は取付道路に誘導する道路

(3) 地区幹線道路

開発区域の近隣住区と幹線道路を結ぶ集散道路であり、幹線道路からの交通を区画道路へ導き、区画道路からの交通を集め幹線道路に誘導する道路

(4) 区画道路

開発区域の区画を形成し、もっぱら個々の敷地への出入りを主目的とする道路で、通過交通を排除したもの

(5) 特殊道路

歩行者専用道路、自転車道等の自動車以外の交通の用に供するための道路

都市計画法施行令

(開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目) 0

第25条 法第33条第2項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する技術的細目のうち、法第33条第1項第2号(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)に関するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。

建築基準法

(道路の定義)

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4メートル(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6メートル。次項及び第3項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路
 - (2) 都市計画法、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和 39 年法律第 160 号）、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）、新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）による道路
 - (3) この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道
 - (4) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による新設又は変更の事業計画のある道路で、2 年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
 - (5) 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの
- 2 この章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員 4 メートル未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離 2 メートル（前項の規定により指定された区域内においては、3 メートル（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2 メートル）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。
- ただし、当該道がその中心線からの水平距離 2 メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離 4 メートルの線をその道路の境界線とみなす。
- 3 特定行政庁は、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する中心線からの水平距離については 2 メートル未満 1.35 メートル以上の範囲内において、同項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については 4 メートル未満 2.7 メートル以上の範囲内において、別にその水平距離を指定することができる。
- 4 第 1 項の区域内の幅員 6 メートル未満の道（第 1 号又は第 2 号に該当する道にあつては、幅員 4 メートル以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。
- (1) 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道
 - (2) 地区計画等に定められた道の配置及び規模はその区域に即して築造される道
 - (3) 第 1 項の区域が指定された際現に道路とされていた道
- 5 前項第 3 号に該当すると認めて特定行政庁が指定した幅員 4 メートル未満の道については、第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の区域が指定された際道路の境界線とみなされていた線をその道路の境界線とみなす。
- 6 特定行政庁は、第 2 項の規定により幅員 1.8 メートル未満の道を指定する場合又は第 3 項の規定により別に水平距離を指定する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

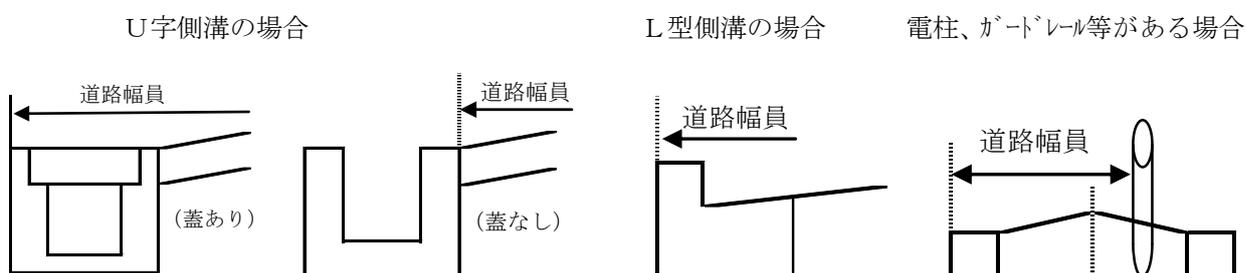
2 道路幅員と配置

開発区域周辺の既存道路及び開発区域内に新設される道路の幅員と配置は、令第 25 条第 2 号から第 5 号までと規則第 20 条及び第 20 条の 2 に定められています。

建築物の敷地が接する道路(令第 25 条第 2 号)及び開発区域内の主要な道路が接続する既存の道路(令第 25 条第 4 号)は、開発規模、予定建築物の用途、予定建築物等の敷地の規模に応じ、設計されていなければなりません。

ただし、法第 34 条第 11 号の規定により条例で指定した区域内における開発行為の道路幅員は、市「都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例(平成 15 年 条例第 24 号)」第 4 条第 2 項第 3 号の定めによります。

なお、「道路幅員」は、交通の用に供される幅員(有効幅員)としています。L 型側溝、コンクリート蓋等を設け車両通行上支障がない場合は当該側溝を幅員に含めますが、電柱、道路標識等の工作物が設置されている部分及びその外側の部分は、幅員に含みません。



(1) 予定建築物等の敷地が接する道路 (令第 25 条第 2 号道路)

都市計画法施行令

第 25 条

(2) 予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、6メートル以上12メートル以下で国土交通省令で定める幅員(小区間で通行上支障がない場合は、4メートル)以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。

都市計画法施行規則

(道路の幅員)

第 20 条 令第 25 条第 2 号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が一平方メートル未満のものにあつては 6 メートル(多雪地域で、積雪時における交通の確保のため必要があると認められる場合にあつては、8 メートル)、その他のものにあつては 9 メートルとする。

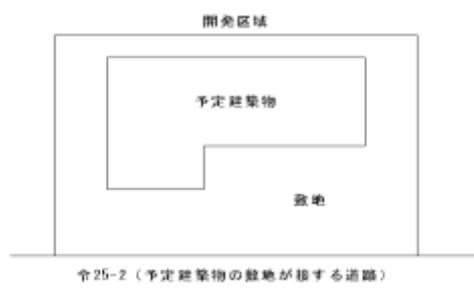
(令第 25 条第 2 号ただし書きの国土交通省令で定める道路)

第 20 条の 2 令第 25 条第 2 号ただし書きの国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
- (2) 幅員が 4 メートル以上であること。

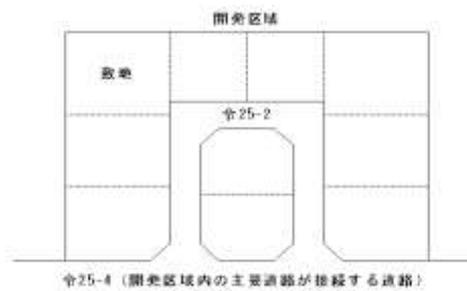
(図 1-1)

開発区域外の既存道路に直接接して行われる
単体的な開發行為



(図 1-2)

開発区域内に道路を新設し複数の敷地を配置
する開發行為



ア 幅員

令第 25 条第 2 号は、予定建築物等の敷地が接することとなる道路の最小幅員を規定しています。予定建築物の敷地と開発区域との関係は、予定建築物等の敷地と開発区域が同一である場合（図 1-1）や分譲宅地のように開発区域の中に複数の予定建築物等の敷地がある場合（図 1-2）があります。この予定建築物等の敷地それぞれが、規定の幅員の道路に接していなければなりません。その道路幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が 1,000 m²未満のものにあつては 6m 以上（多雪地域で、積雪時における交通の確保のため必要があると認められる場合にあつては、8m）、その他のものにあつては 9m 以上と規定されています。ただし、次に掲げる基準に該当する場合は、規定の幅員を緩和することができます。

イ 通行上支障がない小区間の道路（令第 25 条第 2 号括弧書き）

小区間で通行上支障がなく、地形その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合は「4m 以上の道路」とすることができます。

ウ 一敷地の単体的な開發行為における敷地が接する道路（令第 25 条第 2 号ただし書き）

既存道路に接して行われる一敷地の単体的な開發行為（図 1-1 の場合）で、周辺に既に建物が建ち並んでいるなど、道路整備が著しく困難であり、予定建築物の用途及び規模等により周辺の道路状況から車両の通行に支障のないことが認められる場合は、4m 以上の道路とすることができます。

エ 「令第 25 条第 2 号ただし書き」適用基準

- ① 開発区域外の既存道路に直接接して行われる一敷地の単体的な開發行為に適用されます。（開発区域内に新たに整備される区画道路は「ただし書き」は適用されません。）
- ② 環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造を有すること。

③ 「著しく困難と認める」場合とは、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、総合的に判断することになります。

a 開発区域の規模

開発区域の規模が小さく、周辺の交通等に与える影響に比して既存道路を一定の区間にわたり拡幅することが著しく過大な負担と認められる場合。

b 開発区域の形状

開発区域が扁平である場合等で開発区域内においては政令第 25 条第 2 号本文所定の幅員の道路を配置することが、著しく困難な場合や、開発区域の既存道路への接続部分の間口が狭小である場合で、周辺の交通等に与える、影響に比して既存道路を一の区間にわたり拡幅することが著しく過大な負担と認められる場合

c 開発区域の周辺の土地の地形

開発区域の周辺にがけや河川等が存在しているため、既存道路を拡幅することが著しく困難である場合

d 開発区域の周辺の土地利用の態様

既存道路沿いに建築物が連たんしている場合等で、拡幅に際しての用地確保の困難性当の要素を総合的に勘案して、所定の幅員を確保することが著しく困難である場合

④ 「支障がないと認める」場合とは、次の条件を満たしていることが必要であり、既存道路の現況幅員が規定の幅員に満たないとき、当該道路が開発区域に接する部分を後退し、後退部分を道路とするなど必要に応じて道路の拡幅を求めるとを通じて、当該区域において開発行為が行われることにより発生が予想される支障の除去に努めるものとします。

a 環境の保全

良好な市街地の環境を確保する観点から、日照、通風、採光等に支障がないこと。

b 災害の防止

延焼の恐れがないこと、避難活動上支障がないこと及び消防活動上支障がないこと。

c 通行の安全

通過交通が少なく、かつ、1日あたりの車両の交通量も少ないこと、歩行者の数が少ないこと及び予定建築物等の用途が多数の車両の見込まれるものでないこと。

d 事業活動の効率

業務用の開発行為の場合には、事業活動の支障を生じないこと。

(2) 市街化調整区域の主要な道路

都市計画法施行令

第 25 条

(3) 市街化調整区域における開発区域の面積が 20 ヘクタール以上の開発行為（主として第 2 種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。第 6 号及び第 7 号において同じ。）にあっては、予定建築物等の敷地から 250 メートル以内の距離に幅員 12 メートル以上の道路が設けられていること。

令第 25 条第 3 号は、市街化調整区域における幅員 12m 以上の道路の設置基準です。市街化調整区域においても市街化区域と同等の幹線道路の密度を要求しているものです。

(3) 開発区域内の主要な道路が接続する開発区域外の道路（令第25条第4号道路）

--- 都市計画法施行令 ---

第25条

- (4) 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員9メートル（主として住宅の建築のように供する目的で行う開発行為にあつては、6.5メートル）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。

ア 幅員

政令第25条第4号は、開発区域内の主要な道路が接続する開発区域外の既存道路について規定しています。（次頁の図1、図2の至る道路）

開発区域内が交通発生源となることから、区域外の接続する道路もこの交通量に十分対応できるものでなければ、開発区域内の道路の機能が低下するばかりでなく、周辺区域の環境の悪化を促すおそれもあることから、接続道路の幅員についても基準を定めています。当該道路の幅員は、主として住宅の建築の用に供する目的で行なう開発行為にあつては6.5m以上、その他にあつては9m以上とされています。

しかし、開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路に接続することとされています。

イ 「開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路」の適用基準

- ①周辺に既に建物が建ち並んでいるなど、道路整備が著しく困難であること。
- ②車両の交通量が少なく、周辺の道路状況等から車両等の通行に支障ないこと。
- ③待避所が適切に配置されていること。（配置については、道路構造令（昭和45年省令第320号）第30条の規定を準用します。）
- ④当該道路の拡幅が予定されており、拡幅されることが確実であること。
- ⑤開発区域内の主要な道路が接続する既存道路の現況幅員が規定の幅員に満たないとき、当該道路が開発区域に接する部分の後退により後退部分を道路として規定の幅員を確保する場合。

--- 道路構造令 ---

（待避所）

第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、3百メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

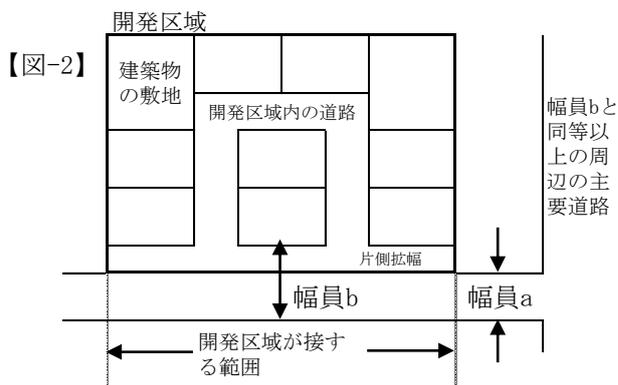
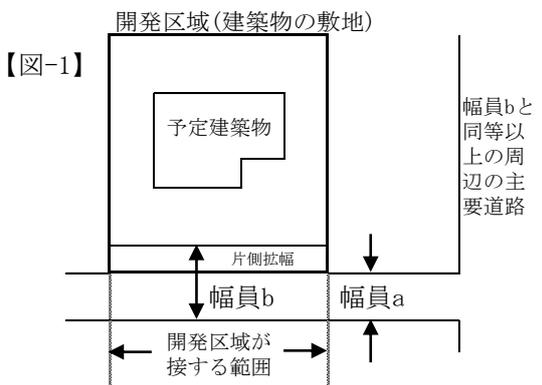
(4) 道路幅員に関する本市基準 (平成 22 年 9 月 1 日から施行)

前ページまでの(1)～(3)の基準を踏まえて、それぞれの開発行為の目的及び規模によるただし書き等の緩和を含めた本市の道路幅員の基準は、以下のとおりです。また市街化調整区域の場合は法第 34 条各号の立地基準に接道要件を規定しているものがありますので留意して下さい。

ア. 開発区域に接する既存の道路の幅員 令25-(2)、令25-(4)

①建築物の敷地が接する道路（開発区域内に道路を築造しない一敷地の単体的な開発行為）
令25-(2)/規則20/規則20の2

②開発区域内の主要な道路が接続する道路
令25-(4)



a. 住宅の用に供する開発行為

	開発区域面積	道路幅員	
		開発区域が接する範囲外 至る道路(幅員a)	開発区域が接する範囲 (幅員b)
住宅	0.5ha未満	4m以上	6m以上(著しく困難と認められる場合は図1に限り4m以上※)
	0.5ha以上	6m以上(車両等の通行に支障ない場合は4m以上※)	6m以上(著しく困難と認められる場合は図1に限り4m以上※)

(予定建築物) 一戸建住宅、共同住宅、長屋等 ※自己用住宅を除く

※「著しく困難と認められる場合」の適用基準

P56の③のいずれか且つ④のいずれかに両方該当する場合を指します。

※「車両等の通行に支障がない場合」の適用基準

幅員4m以上の道路で、開発区域の規模が1.0ha未満の規模で次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する場合に適用する。その場合、道路幅員が6mに満たない開発区域が接する部分を片側後退し、後退部分を道路とすること。

(ア)幅員6m以上の幅員を有する周辺の主要道路に至る道路距離が、概ね120m未満の小区間で車両等の通行に支障がない場合

(イ)周辺の土地利用の状況等により道路の整備が著しく困難であって、かつ、周辺の道路の状況及び交通量等により必要に応じて待避所を設置するなど、通行の安全上等から支障がない場合

b. 住宅以外の用に供する開発行為

〈予定建築物〉	用途	道路幅員	
		開発区域が接する範囲外（幅員a）	開発区域が接する範囲（幅員b）
店舗、事務所 倉庫、工場 医療施設 社会福祉施設 流通業務施設 等	住宅以外 集客等施設	9m以上	9m以上
	その他	6m以上（車両等の通行に支障ない場合は4m以上※）	6m以上

令25-(4) 開発区域内の主要な道路が接続する道路(図-2)の幅員

当該開発行為には、住宅地以外の用地を伴う住宅団地、工業団地、流通団地、又はショッピングセンター等の複合施設等の業務用途の開発行為が想定されますが、開発区域の規模、用途等により道路幅員を判断します。

【集客等施設】

車両等の交通量の増大が見込まれる大規模商業施設(大規模小売店舗立地法の届出対象規模の店舗等)、大型車両の通行の増大が見込まれる工場、倉庫、大規模流通施設又は大規模な集客施設の用途及びこれらに類する用途のもの

※「車両等の通行に支障がない場合」の適用基準

【適用対象とする建築物用途】

開発区域の規模が0.3ha未満の規模で、社会福祉施設(入所施設)等の公共公益施設、小規模な事務所等、開発行為により新たな交通量が特段発生しないもの又は発生する交通量が少なく周辺地域に与える影響が少ない用途。

【適用基準】

幅員4m以上の道路で、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する場合に適用する。その場合、道路幅員が6mに満たない開発区域が接する部分を片側後退し、後退部分を道路とすること。

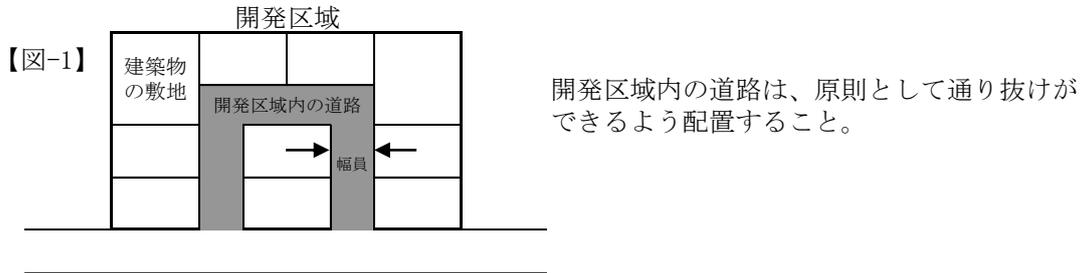
(ア)幅員6m以上を有する周辺の主要道路に至る道路距離が概ね120m未満の小区間で、同じ規模の住宅開発に比較して当該施設の発生交通量が同程度であり、道路への交通負荷が少ないものであること。

(イ)周辺の土地利用の状況等により道路の整備が著しく困難であって、かつ、周辺の道路の状況及び交通量等により必要に応じて待避所を設置するなど、通行の安全上等から支障がない場合

【交通量等の判断】

当該道路の交通特性や地域特性を踏まえ、当該施設から想定される発生交通量が当該道路の交通の円滑性及び安全性の確保の観点から支障を及ぼす恐れがないかの検討した資料等により判断する。

イ. 開発区域内の道路の幅員(開発区域内の建築物の敷地が接する道路) 令25-(2)/省令20



a. 住宅の用に供する開發行爲

	開発区域面積	道路幅員	
		敷地が接する道路(区画道路)	区域内の主要な道路
住宅	2ha未満	6m以上	
	2ha以上 10ha未満	6m以上	9m以上
	10ha以上	6m以上	12m以上

※小区間の道路幅員

主としてその利用者が当該道路に接する敷地の関係者に限られる形状の道路で、延長が35m以下の場合は5m以上とすることができる。ただし延長が20m以下、かつ、道路を利用する戸数が2~3戸程度で交通に支障がない場合は4m以上とすることができる。

※「区域内の主要な道路」の幅員

開発の規模、区画道路の配置、周辺の道路幅員、通行量等を勘案して判断するものとする。

b. 住宅以外の用に供する開發行爲

	用途	道路幅員
住宅以外	集客等施設	9m以上
	その他	6m以上 (小区間で通行に支障ない場合は5m以上)

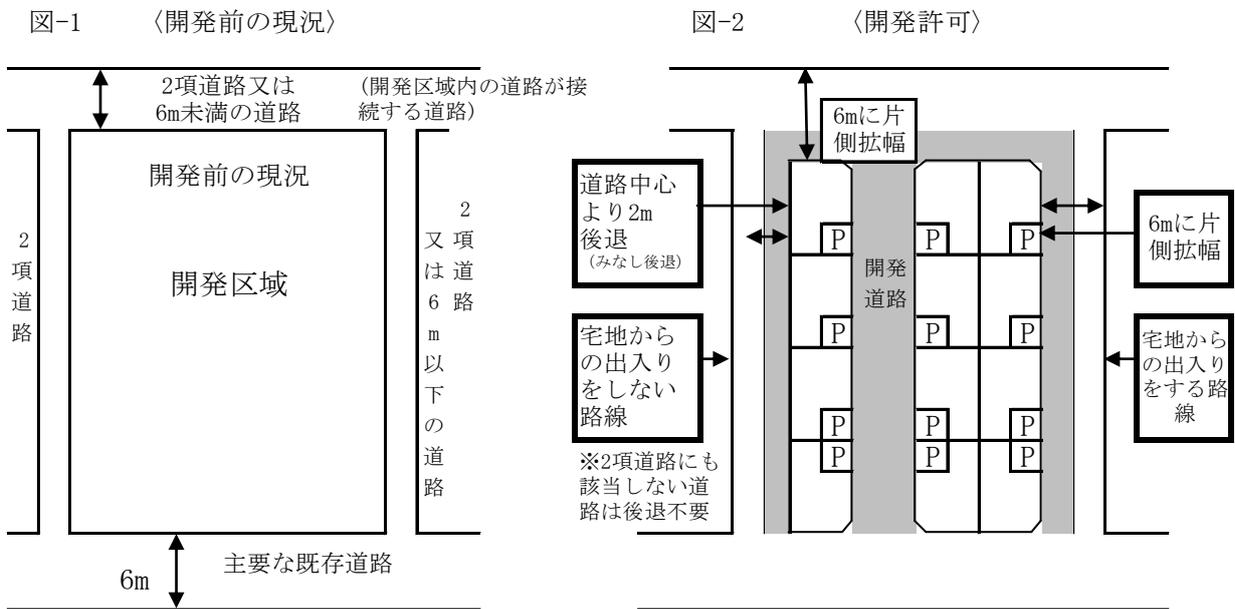
当該開發行爲としては、住宅地以外の用地を伴う住宅団地、工業団地、流通団地、又はショッピングセンター等の複合施設等の業務用途の開發行爲が想定されるが、開発区域の規模、用途、区画道路の配置、周辺道路幅員及び交通量等を勘案して道路幅員を判断するものとする。

ウ. 開発区域に接する既存の道路が複数ある場合の主要な道路以外の道路の取扱い

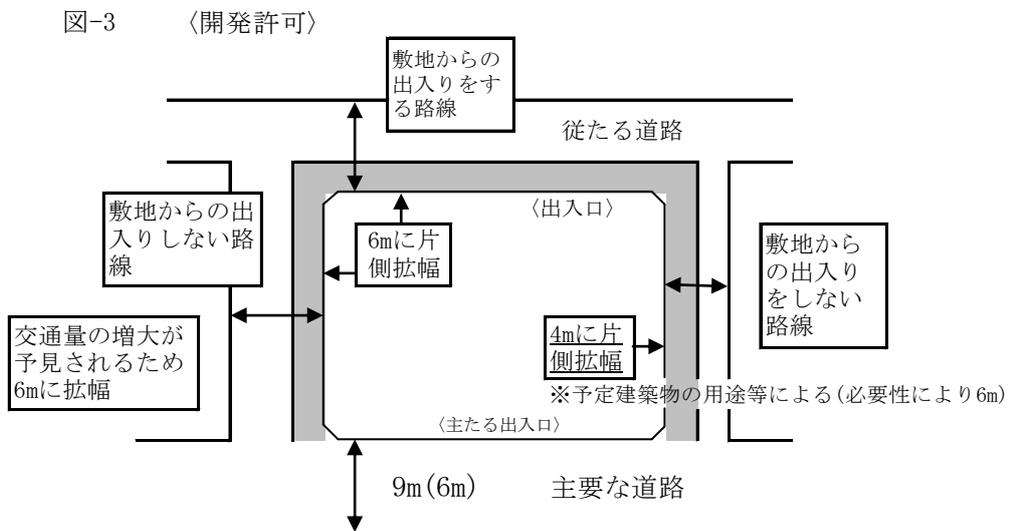
住宅の用に供する目的の開発行為の場合で、主要な既存道路以外の開発区域が接する道路は、駐車場を設置するなど自動車が入り出す路線については6mに片側後退とする。擁壁などで宅地からの自動車の出入りを制限する路線については、後退を要しない。ただし建築基準法第42条2項道路については、建築基準法による道路後退(道路の中心線から2m後退)をし、道路として市に帰属とする。

住宅以外の用に供する開発行為の場合は、予定建築物の用途、規模、大型車両の通行の有無及び想定される交通量等により、適用を判断する。

a. 住宅の用に供する開発行為



b. 住宅以外の用に供する開発行為



エ. 電柱等の工作物により部分的に規定幅員（有効幅員）に満たない既存道路の取扱い

a. 至る道路

道路内の電柱等の工作物により（連続したガードレール等を除く）一部規定幅員を満たさない道路で次に掲げる道路に該当する場合（①かつ②又は①かつ③）は規定幅員を満たすものとする。

①工作物の移設等により規定幅員を確保できない（ア）又は（イ）の止むを得ない理由が認められること。

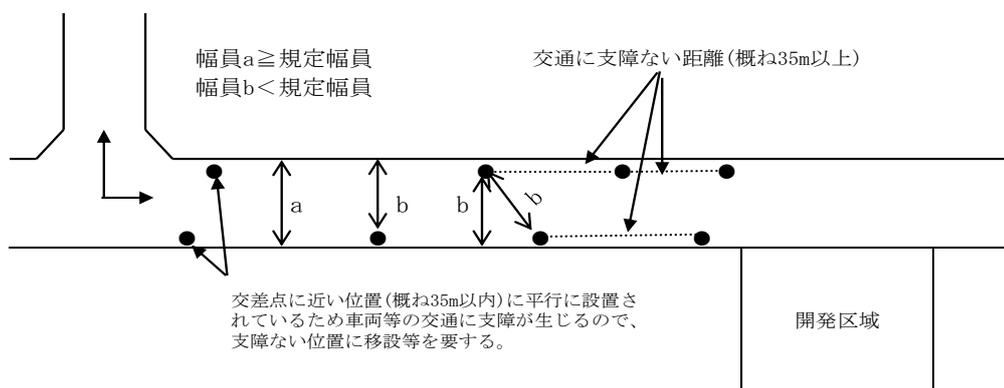
（ア）道路の両端に建築物が連たんしており、道路の区域外に移設が困難と認められる場合。

（イ）当該工作物の機能、構造等から移設が困難と認められる場合。

②規定の幅員が4m以上の道路の場合で、電柱等を除く道路幅員 a が有効幅員で4m以上あり、かつ、電柱等のある部分の有効幅員 b が3.6m以上ある道路で待避所の設置又は電柱の位置により車両等の通行に支障がない場合。

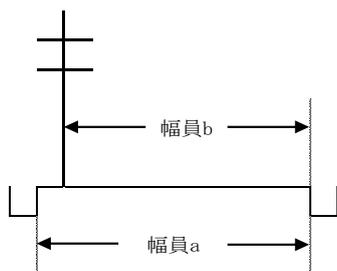
③規定の幅員が6m以上の道路の場合で、電柱等を除く道路幅員 a が有効幅員で6m以上あり、かつ、電柱等のある部分の有効幅員 b が4m以上ある道路で待避所の設置又は電柱の位置により車両等の通行に支障がない場合

【図-1】 開発区域に接する範囲外の道路

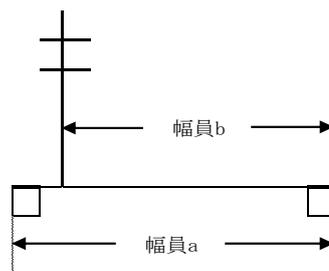


規定幅員	幅員a	幅員b
4m以上の道路の場合	4m以上	3.6m以上
6m以上の道路の場合	6m以上	4m以上

道路側溝に蓋が無い道路



道路側溝に蓋がある道路



【図-2】

(5) 歩車道の分離（平成 30 年 4 月 1 日から施行）

歩道は、歩行者の安全確保、都市景観の形成、都市施設の埋設空間等として重要な役割を持っており、その必要性は高いと考えられます。

また、9 m以上の道路においては、歩車道の分離は片側とし、12 m以上の道路においては、歩車道の分離は、両側とします。

本市においては、歩道の幅員は3 m以上を確保するように指導しています。但し、従前の幅員を考慮しつつ総合的に交通状況を判断し、歩道の幅員は道路及び開発担当部署で協議して決定いたします。

都市計画法施行令

第 25 条

(5) 開発区域内の幅員 9メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること。

3 道路の構造基準

公共施設である道路は、法第 40 条で国又は地方公共団体に帰属することが原則であることから開発許可に係る道路の構造は、政令第 29 条に基づく省令第 24 条による技術的細目と共に、道路構造令を適用します。

都市計画法施行規則

(道路に関する技術的細目)

第 24 条 令第 29 条の規定により定める技術的細目のうち、道路に関するものは、次に掲げるものとする。

(1) 道路は、砂利敷その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が附されていること。

(2) 道路には、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街渠その他の適当な施設が設けられていること。

(3) 道路の縦断勾配は、9 パーセント以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は小区間に限り、12 パーセント以下とすることができる。

(4) 道路は、階段状でないこと。ただし、もっぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(5) 道路は、袋小路でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。

(6) 歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、適当な長さで街角が切り取られていること。

(7) 歩道は、縁石線又はさくその他これに類する工作物によって車道から分離されていること。

開発行為に伴い設けられた道路は、原則として公共施設管理者である市に帰属することになりますから、工事の施工に際しては市道の工事に準じるよう求めています。

(1) 道路の舗装及び横断勾配等

ア 交通量が極めて少ない等、特別の理由がある場合を除き舗装します(道路構造令第23条第1項)。特別の理由がある場合とは、1敷地の単体的な開発等で舗装することに伴う負担が著しく過大であると認められる場合であって、かつ消防活動に支障がない場合をいいます。

イ 舗装は、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合する構造(構造令第23条第2項)。

ウ 舗装の設計に用いる自動車の輪荷重は、49キロニュートン(道路構造令第23条第2項)を基準とし、具体的な構造は、計画交通量、路床の状態、気象の状況を勘案し、自動車の安全かつ円滑な交通を確保できるものでなければなりません。

エ 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接する路肩には、方勾配を賦する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表に掲げる値を標準として、横断勾配を附するものとします(道路構造令第24条)。

路面の種類	横断勾配(単位パーセント)
構造令第23条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

オ 路体及び路床、道路の舗装等の工事の施行に際しては、市道の工事に準じるよう求めていますので、「道路土工―施工指針」、「道路土工―軟弱地盤対策工指針」、「道路土工―のり面工・斜面安定工指針」、「セメントコンクリート舗装要綱」、「アスファルト舗装要綱」、「自転車道等の設計基準解説」などの基準等を基に指導します。

(2) 道路の排水

道路には、側溝、街渠、集水ます、その他の適当な排水施設を設けなければなりません(道路構造令第26条)。

(3) 道路の縦断勾配

縦断勾配は、道路構造令第20条で9%以下としておりますが、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限って12%以下とすることができます。

なお、本市においては、開発区域内の道路で縦断勾配が5%を超えるものは、すべり止めの舗装を行うよう、指導しています。

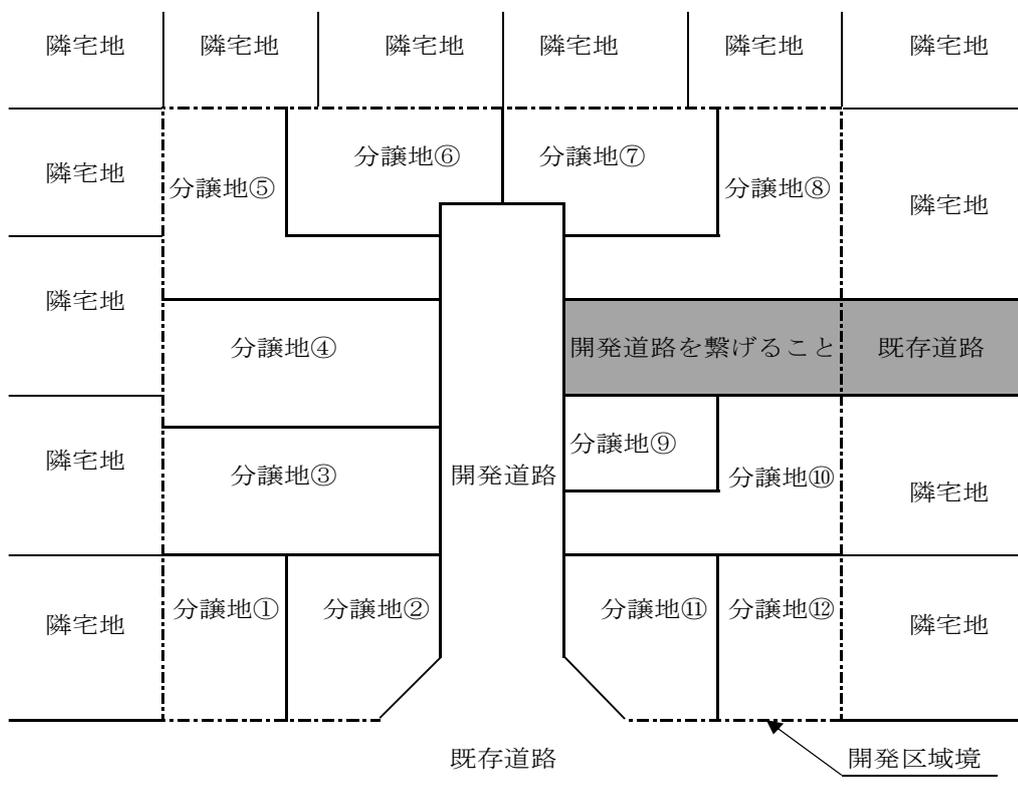
(4) 階段状道路

階段状道路は、原則として禁止されていますが、歩行者専用道路に限り認めることになります。しかし、この場合であっても、消防活動に支障をきたさない場所に設けられるものであることはもちろんのこと、道路自体が歩行者の通行の安全に配慮したものでなければなりません。

なお、蹴上及び路面の寸法については、建築基準法施行令第25条第3項で中間に手すりを設けなくともよい場合として、路面30cm以上、蹴上15cm以下と定められている基準を準用します。

(5) 行き止まり道路

行き止まり道路は、原則として禁止されますが、全面的に禁止することは、現実的に無理があり、避難上と車両の通行上から支障がないと認められる場合は、この限りではありません。なお開発区域の外周に既存の道路がある場合は下図のように繋ぐよう指導しております。



(6) 道路の交差

円滑な自動車交通を担保する趣旨で、道路が同一平面で交差し、接続する箇所並びに曲がり角には、次表を標準として、すみ切りを行い、道路に含めます。

すみ切り長の例（幅員6mの道路の場合）

	交差する場合	接続する場合	曲り角の場合
90度前後の場合	5,000	5,000	5,000
120度以上 60度以下 の場合	4,000 6,000 120 60	4,000 6,000 120 60	4,000 6,000 120 60

表 - 〈すみ切り長〉

(上段) 交叉角 90° 前後 (中段) 交叉角 60° 以下 (下段) 交叉角 120° 以上 (単位 : m)

道路幅員	40m	30m	20m	15m	12m	10m	8m	6m	5m	4m
40m	12	10	10	8	6					
	15	12	12	10	8					
	8	8	8	6	5					
30m	10	10	10	8	6	5				
	12	12	12	10	8	6				
	8	8	8	6	5	4				
20m	10	10	10	8	6	5	5	5		
	12	12	12	10	8	6	6	6		
	8	8	8	6	5	4	4	4		
15m	8	8	8	8	6	5	5	5		
	10	10	10	10	8	6	6	6		
	6	6	6	6	5	4	4	4		
12m	6	6	6	6	6	5	5	5		
	8	8	8	8	8	6	6	6		
	5	5	5	5	5	4	4	4		
10m		5	5	5	5	5	5	5	4	3
		6	6	6	6	6	6	6	5	4
		4	4	4	4	4	4	4	3	2
8m			5	5	5	5	5	5	4	3
			6	6	6	6	6	6	5	4
			4	4	4	4	4	4	3	2
6m			5	5	5	5	5	5	4	3
			6	6	6	6	6	6	5	4
			4	4	4	4	4	4	3	2
5m						4	4	4	4	3
						5	5	5	5	4
						3	3	3	3	2
4m						3	3	3	3	3
						4	4	4	4	4
						2	2	2	2	2

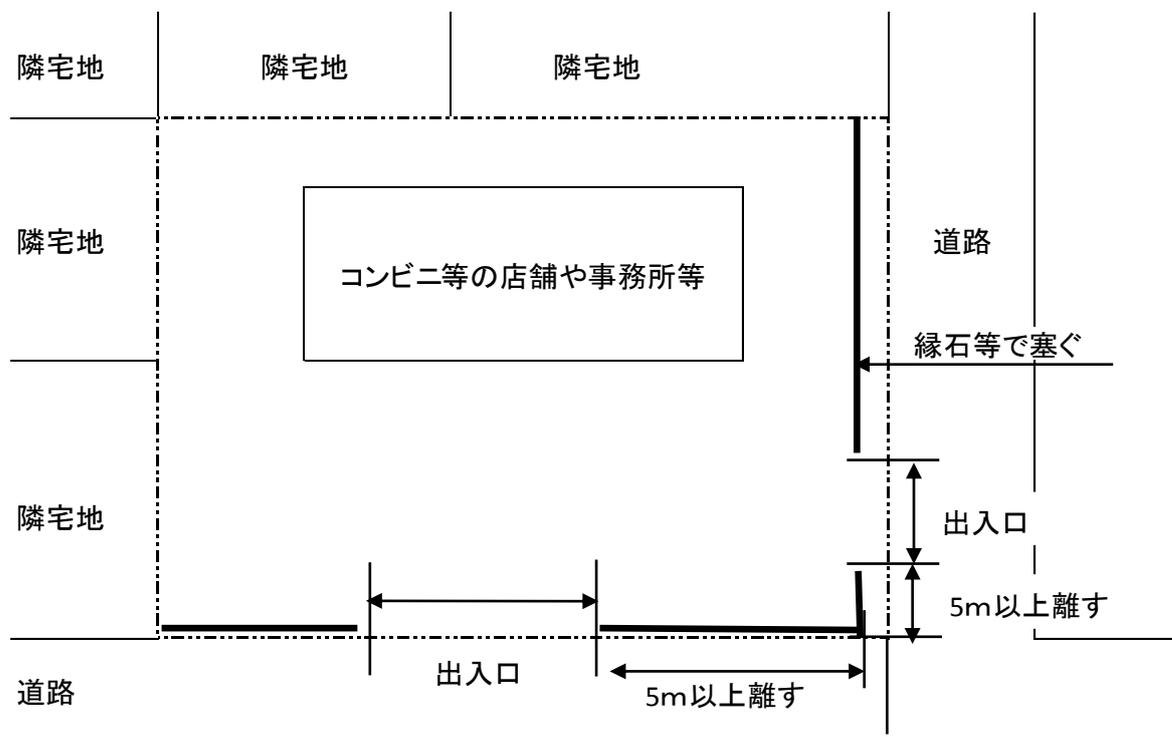
(7) 歩道の安全

歩行者の安全を確保するため、歩道は、縁石線又は、さくを設置するか、これと同等の効果があると認められる工作物によって車道と歩道を明確に分離することを定めています。

(8) 店舗等における出入口箇所の集約（平成 30 年 4 月 1 日から施行）

自動車等の出合頭の事故を防ぐために、本市では下図のとおり出入口を集約しその他の区域から車両等が入りできない構造とするよう指導しております。

※駐車場の何処からでも入れる構造ではなく出入口は集約すること。



- ア 原則道路一辺から出入口は1箇所であるが、やむを得ない場合（既存から出入口が2箇所以上ある場合や道路法24条工事が伴わない場合）のみ複数箇所とする。
- イ 出入口を道路一辺に2箇所確保する場合は間隔は10m以上確保する。
- ウ 交差点から5m以内からの出入りは認めない。
- エ 出入口の箇所は道路管理者と協議が必要（例：歩道切下げがある等）で道路管理者が認める長さとする。
- オ 用途は店舗や共同住宅・事務所等を対象とし、一戸建て住宅は除く扱いとする。

4 道路の付帯施設

道路構造令

(交通安全施設)

第 31 条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

(1) 立体横断施設（横断歩道橋（地下横断歩道を含む。））

開発区域内の主要な道路で、横断する歩行者が多いと見込まれる箇所には、横断歩行者の安全と他の交通機関の円滑な通行を確保するため、必要に応じて立体横断施設を設けるものとします。なお、設置にあたっては、「立体横断施設技術基準」(昭和 53 年都市局長通達都街発第 13 号)によるものとします。

(2) 防護柵

道路が屈曲し、又は、道路に接してがけ、水路、河川等が存する場合若しくは、車道幅員の変化する区間等交通上危険を伴う恐れのある箇所には、防護柵を設けるものとします。なお、設置にあたっては、「防護柵の設置基準」(平成 10 年道路局長通達道環発第 29 号)によるものとします。

(3) 道路照明施設

開発区域内の主要な道路の交差点、又は、横断歩道、見通しの悪い屈曲部その他交通の安全上必要な箇所には、照明施設を設けるものとします。なお、設置にあたっては、「道路照明設置基準」(昭和 56 年都市局長通達都街発第 10 号)によるものとします。

(4) 道路標識及び区画線

交通の円滑化を図り、併せて交通の安全と事故防止のために必要がある場合には、道路標識及びマーキングを設けるものとします。なお、設置にあたっては、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和 35 年建設省令第 3 号)、「道路標識設置基準」(昭和 61 年都市局長通達都街発第 32 号)によるものとします。

(5) 道路反射鏡

車両通行が多いと見込まれる道路が T 字型に交差する箇所又は、見通しの悪い屈曲部、その他、交通の安全上必要な箇所には、道路反射鏡を設けるものとします。

(6) 植栽

設置にあたっては、「道路緑化技術基準」(昭和 63 年都市局長都街発第 21 号)によるものとします。

5 自己の居住の用に供する目的で行う開発行為

自己の居住の用に供する目的で行う開発行為については、本節（道路）の規定は適用されず、建築物の接道は、建築基準法第 42 条に規定する道路に、規定幅以上接すれば足りることになります。